平成２９年（フ）第８号
香川県善通寺市善通寺町７丁目３番２号
破産者　中村　尚道
1　決定年月日　平成29年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２９年（フ）第８９号
香川県丸亀市土器町東１丁目788番地　大崎マンション201号
破産者　尾崎　隆行
1　決定年月日　平成29年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２８年（フ）第８９号
福岡県嘉麻市鴨生581番地、住民票上の住所福岡県飯塚市下三緒150番地13
破産者　池田　寛明
1　決定年月日　平成29年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２９年（フ）第６７号
福岡県嘉麻市漆生1201番地５　稲築ゆめが丘葉月団地17号
破産者　浦野フサ子
1　決定年月日　平成29年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２９年（フ）第６１号
北海道網走郡美幌町字美禽290番地の13、前住所北海道網走郡美幌町字青山北29番地の５
破産者　星　　哲也
1　決定年月日　平成29年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２８年（フ）第２１号
岩手県久慈市中央２丁目23番地
破産者　中村　隆夫
1　決定年月日　平成29年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２９年（フ）第４８６号
埼玉県草加市谷塚２丁目９番23号　ノーブルハイツ102号、開始決定時の住所埼玉県草加市谷塚町734番地１　グリーンアベニュー谷塚５号棟105号室
破産者　斎藤　義昭
1　決定年月日　平成29年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第４８７号
埼玉県草加市谷塚２丁目９番23号　ノーブルハイツ102号、開始決定時の住所埼玉県草加市谷塚町734番地１　グリーンアベニュー谷塚５号棟105号室
破産者　斎藤のり子
1　決定年月日　平成29年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第８３１号
横浜市神奈川区二ツ谷町７番地５　クラウディア502号、前住所横浜市中区扇町１丁目１番地16　クレジデンス横濱公園306号室
破産者　庄司　伸子
1　決定年月日　平成29年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１８２７号
横浜市金沢区富岡西１―14　東芝杉田コーポＣ―405、住民票上の住所横浜市中区竹之丸154番地６
破産者　春原　富裕
1　決定年月日　平成29年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２１２４号
横浜市神奈川区片倉３丁目６番２号　クローバーハウスⅡ　203号
破産者　長澤　国彦
1　決定年月日　平成29年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２１９９号
横浜市港南区下永谷３丁目47番４号　クラシーズ103
破産者　長谷川淳一
1　決定年月日　平成29年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３５１号
新潟市北区嘉山６丁目６番39号、前住所新潟市北区川西４丁目154番地１
破産者　名古屋恒男
1　決定年月日　平成29年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２３３号
岐阜県本巣郡北方町高屋1042番地の１、前住所岐阜県本巣郡北方町曲路１丁目54番地
破産者　宮崎塗装こと　宮崎　浩一
1　決定年月日　平成29年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第２３５号
岐阜市三田洞東２丁目18番５―401号　（市営住宅三田洞団地）
破産者　西岡　博人
1　決定年月日　平成29年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第２３８号
岐阜市長住町７丁目３番地、前住所岐阜県大垣市三塚町1266番地　グランドエイトＫ102号室
破産者　梅岡　拓矢
1　決定年月日　平成29年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第４００号
静岡県沼津市西島町18番70号、前住所静岡県駿東郡清水町八幡71番地の１　ヴァンヴェール71番館1402
破産者　若原　忠明
1　決定年月日　平成29年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係